

投票方法

選挙区選挙と比例代表選挙の 2つの選挙により議員を選びます

- **投票順序・投票用紙**
初めに選挙区選挙の投票用紙(薄い黄色)で投票します。次に比例代表選挙の投票用紙(白色)を受け取り投票します。投票用紙記載所は、選挙区選挙用と比例代表選挙用の2カ所になります
- **投票用紙の書き方・書き損じ**
 - 選挙区選挙の投票用紙には候補者1人の氏名を書いてください
 - 比例代表選挙の投票用紙には1つの政党名(略称も可)または候補者1人の氏名のどちらかを書いてください
 - 書き間違いや投票用紙が破れたときは投票所の係員に申し出てください。新しい投票用紙に取り替えます
 - いずれも余分なことを書くと無効投票になりますのでご注意ください

- **候補者の氏名や政党名を掲示**
選挙区選挙については、候補者の氏名と党派別を掲示します。また、比例代表選挙については、政党の名称と略称、名簿登録者(候補者)の氏名を掲示します

棄権せずに投票しましょう

明るく豊かな未来のため、

第22回 参議院議員 通常選挙

投票日時
7月11日(日)
7時～20時

選挙公報の配布
候補者の氏名、写真、経歴、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します

詳細 選挙管理委員会事務局
● 投票所入場券・選挙人名簿 ☎ 84-4066
● 期日前投票・不在者投票 ☎ 84-4067
● その他 ☎ 32-6764

即日開票します

とき 7月11日 21時15分から
ところ 総合体育館競技場
選挙人は開票を観覧できます。また、選挙管理委員会ホームページで開票状況の速報をします <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> で選挙 **検索**

投票できる方

平成22年7月12日以前に生まれ、平成22年3月23日以前に苫小牧市に住民登録をし、引き続き3カ月以上お住まいの方

注意 3月24日以降に転入届をした方は、苫小牧市の選挙人名簿に登録されません。前住所地の市町村で投票または期日前投票をするか、不在者投票の手続きをして苫小牧市で不在者投票をしてください

選挙人名簿・在外選挙人名簿の縦覧

平成22年6月23日現在で新たに選挙人名簿および在外選挙人名簿に登録された方の名簿を縦覧します

とき 6月24日(木) 8時30分～17時
ところ 選挙管理委員会(市役所7階)
内容 ● 選挙人名簿 = 氏名、住所、生年月日 ● 在外選挙人名簿 = 氏名、経由領事官の名称、最終住所、生年月日

投票所入場券

選挙人名簿に記載されている住所に郵送しています。投票所には投票所入場券を忘れずにお持ちください

- 注意**
- 投票所入場券(はがき)は世帯単位の4人連記式で、5人目からは別のはがきになります
 - 三つ折のはがきを表・裏両面から開き、中央と右側が4人分の入場券となります。それぞれはさみで切り離して投票所に持参してください
 - 投票所入場券に記載されている投票所と受付番号を確認してからお出かけください
 - 投票所入場券の再交付を受けた方は、当初の投票所入場券が見つかったら、投票所には再交付を受けた投票所入場券をお持ちください
 - 投票所入場券が届いていない方、または紛失された方は選挙管理委員会にご連絡ください

選挙投票区 6月17日(木)以降に市内で転居した方は、前住所地の投票所です

投票区名	投票所名称	投票区の区域	投票区名	投票所名称	投票区の区域
第1	東小学校	王子町、錦町、栄町、高砂町1丁目、旭町2・3丁目、汐見町3丁目4～6・16・17番	第24	北星小学校	桜木町
第2	東中学校	未広町、旭町1・4丁目、港町2丁目1～3番、元中野町2丁目7～9・17番、汐見町1～3丁目(第1投票区以外)	第25	豊川小学校	豊川町、字系井292・294・342・344・401・404・405・407・408・427・442・444～446・448～454番地
第3	若草小学校	表町、若草町	第26	啓北中学校山なみ分校	有珠の沢町、字高丘56・59～65番地
第4	新中野町総合福祉会館	新中野町、晴海町、入船町、船見町、一本松町、元中野町1～4丁目(第2投票区以外)、港町1・2丁目(第2投票区以外)	第27	しらかば総合福祉会館	しらかば町
第5	文化交流センター	大町、寿町、本町、本幸町、浜町、高砂町2丁目	第28	日新小学校	日新町、桜坂町、字系井287・288・343・345・353・399・400・402・403・424～426・433・436・437・441・456～460・462～466番地
第6	西小学校	幸町、矢代町、元町1・2丁目	第29	柏木町町内会館	柏木町、宮の森町、はまなす町、字系井258・271～282・286・351・352・356・366～368・374～383・386～388・390～392・394・396・421～423・428～431・467～469・560・667番地、字錦岡439番地
第7	弥生中学校	白金町、弥生町	第30	泉野小学校	川沿町
第8	大成小学校	青葉町、大成町2丁目、新富町2丁目	第31	澄川小学校	澄川町
第9	西町総合福祉会館	大成町1丁目、新富町1丁目、元町3丁目	第32	ときわ総合福祉会館	ときわ町、字錦岡1～50番地
第10	北光小学校	北光町、山手町、字高丘55番地	第33	錦岡小学校	宮前町、青雲町3丁目、字錦岡(第29・第32・第34・第35投票区以外)
第11	啓北中学校	啓北町、花園町	第34	のぞみコミセン	のぞみ町、美原町、青雲町1・2丁目、明徳町1丁目、字錦岡331～333・440～494・495(第35投票区以外)・496～499番地
第12	見山町総合福祉会館	見山町、松風町	第35	明徳小学校	もえぎ町、明徳町2～4丁目、字錦岡495番地の一部
第13	第八区総合福祉センター	木場町、緑町	第36	樽前交流センター	字樽前
第14	清水小学校	清水町、春日町	第37	沼ノ端コミセン	字沼ノ端25・52・600～699番地、23・33・34・100・234・255番地の一部
第15	和光中学校	音羽町、双葉町	第38	沼ノ端中学校	東開町、字沼ノ端4・5・10・11・18・42・43・45・46・49・51・258・500・501番地、255・256番地の一部、23・33・34番地(第37投票区以外)、字柏原、字静川
第16	緑小学校	日の出町、三光町	第39	拓勇小学校	あけぼの町1・2丁目、拓勇東町、拓勇西町
第17	住吉泉町内会館	住吉町、泉町1丁目1～6番・2丁目、字高丘6番地の一部、7～16・18～41番地	第40	ウトナイ小学校	北栄町、字沼ノ端(第37・38投票区以外)
第18	美園小学校	美園町、泉町1丁目(第17投票区以外)、字高丘(第10・第17・第26投票区以外)、字丸山	第41	勇弘公民館	字勇弘、字弁天、真砂町
第19	新明町総合福祉会館	新明町、あけぼの町3～5丁目	第42	植苗ファミリーセンター	字植苗、字美沢
第20	苫小牧地域職業訓練センター	明野新町1・4・5丁目、明野元町、新開町、柳町1・2丁目			
第21	明野中学校	明野新町2・3・6丁目、柳町3・4丁目			
第22	光洋中学校	光洋町、有明町1・2丁目(第23投票区以外)			
第23	糸井小学校	小糸井町、永福町、日吉町、有明町2丁目5～8番、字系井62・64～76・78～100・103・108・110～112・114～150番地			

- **代理投票・点字投票**
 - 身体が不自由で字の書けない方や読み書きのできない方には、投票事務従事者が本人に代わって書きますので、係員に申し出てください
 - 目の不自由な方には点字器を用意していますので、点字投票される方は係員に申し出てください
 - 各投票所に車いすを用意しています。また、車いすで投票所に来られた方は、お手伝いしますので係員に申し出てください

投票日当日に投票できない方の投票方法

● 期日前(不在者)投票

次のような理由で、投票日に投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前(不在者)投票ができます。なお、期日前(不在者)投票を行うには宣誓書の記載が必要です。また、期日前投票所には候補者の氏名や政党名などの掲示をします

- 仕事や学業、地域行事、冠婚葬祭などがあるとき
 - 用事や事故のため他市町村や他の投票区に外出・旅行・滞在中のとき
 - 病気がケガ、出産、身体の障がいなどで歩行が困難なとき
- 不在者投票施設の指定を受けた病院や福祉施設に入院や入所をしているときは、施設などで不在者投票ができます

転入した方の不在者投票 3月24日以降に本市に転入届出をされた方で、前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の市区町村に投票用紙などの請求を行い、本市で不在者投票ができます

転出した方の不在者投票 3月11日以降に他市区町村に転出された方で、本市の選挙人名簿に登録されている方は、本市に投票用紙などの請求を行い、転出先の市区町村で不在者投票ができます。ただし、転出先の市区町村ですでに選挙人名簿に登録されている場合を除きます

場所・期間・時間

- 市役所7階会議室 = 7月10日(土)まで 8時30分～20時(土・日曜日でも中央玄関が利用できます)
- 勇弘出張所、のぞみ・沼ノ端コミセン = 7月4日(日)～10日(土) 9時～17時

持参する物 投票所入場券(届いてない方または紛失された方は、身分を証明できるもの 免許証・健康保険証など)

● 郵便等投票の制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受け、下表のいずれかに該当する方は、郵便等投票制度を利用できます。また、下表に該当する方は代理記載制度も利用できます

申請手続 選挙管理委員会にお問い合わせください

投票用紙の請求 郵便等投票証明書が交付されたのち、7月7日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください

- 郵便等投票ができる方**
- 両下肢・体幹・移動機能の障がい
- 身体障害者手帳1・2級
 - 戦傷病者手帳(移動機能の障害を除く)特別・第1・第2項症
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい
- 身体障害者手帳1・3級
 - 戦傷病者手帳 特別・第1・第2・第3項症
- 肝臓の障がい
- 身体障害者手帳1・2・3級
 - 戦傷病者手帳 特別・第1・第2・第3項症
- 免疫の障がい
- 身体障害者手帳1・2・3級
- 要介護状態区分**
- 要介護5
- 代理記載制度ができる方(郵便等投票ができる方に限る)
- 上肢・視覚の障がい
- 身体障害者手帳1級
 - 戦傷病者手帳 特別・第1・第2項症